

## 省令改正（案）について

# 省令改正（案）について

## 1 趣旨

組合員による資格取得時・裁定請求時のマイナンバーの記載を徹底するため、地方公務員等共済組合法施行規程を改正する。

## 2 主な改正内容

### ① 資格取得届書における組合員によるマイナンバーの記載の徹底

現在は、組合員はマイナンバーを記載した資格取得届書を提出しなければならないとした上で、**ただし書により、組合がJ-LIS照会によりマイナンバーの提供を受けるときは、マイナンバーの記載を要しない**こととされている。この**ただし書を削除**するもの。

(※)組合は、住民基本台帳法に基づき、J-LIS照会によりマイナンバーを取得することが可能であるが、具体的な運用として、J-LIS照会は、資格取得届書にマイナンバーの記載がない場合に、組合員にその提出の依頼・督促を行い、その上で、マイナンバーの提出が遅延する場合に行う(健康保険と同様の扱い)。

### ② 年金の裁定請求書における元組合員によるマイナンバーの記載の徹底

現在は、マイナンバー**又は**基礎年金番号を記載した裁定請求書を提出しなければならないとしている。これを、マイナンバー**及び**基礎年金番号を記載しなければならないものとするもの。

## 3 改正までのスケジュール



# マイナンバーの記載に係る整理

## 4 整理

制度	医療保険	
	民間	地方公務員
提出書類	資格取得届	資格取得届書(※)
従前	(~R5.5) <u>資格取得届の様式</u> (省令)にマイナンバーの記載欄を設けている。	省令に、資格取得届書に記載しなければならない項目として、マイナンバーを規定。その上で、 <u>ただし書により、J-LIS照会によりマイナンバーを取得できる場合は記載を要しないと規定。</u>
今後	(R5.6省令改正) 省令に、 <u>資格取得届に記載しなければならない項目として、マイナンバーを規定。</u>	<u>ただし書を削除。</u>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     ※依頼・督促をしてもマイナンバーの提出が遅延する場合は、J-LIS照会によりマイナンバーを取得することが可能。                 </div>		

制度	年金	
	民間	地方公務員
提出書類	資格取得届/ 裁定請求書	裁定請求書
従前	<b>【現行】</b> 省令に、マイナンバー又は基礎年金番号を記載しなければならないと規定。  ※様式(省令)上、どちらの記載でも可。	省令に、マイナンバー又は基礎年金番号を記載しなければならないと規定。
今後	※日本年金機構において、全ての被保険者の20歳到達時点で、(申請によらず)マイナンバーと基礎年金番号を紐付けて管理。	マイナンバー及び基礎年金番号を記載しなければならないと改正。

※地方公務員の年金の資格取得は、医療保険と一体であり、上記と同様の対応を行う。